

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

いなべ市

2. 構造改革特別区名称

藤原町幼保一体的運営特区

3. 構造改革特別区域の範囲

いなべ市の区域の一部（旧藤原町）

4. 構造改革特別区域の特性

本区域は滋賀県・岐阜県に接する三重県の北の玄関口で、二方が山で囲まれ山野草の宝庫と言われる藤原岳を中心に、鈴鹿国定公園に指定された自然豊かな中山間農業地帯である。産業は昭和初期からセメント及び石灰石関連製品製造工場を中心に栄えてきたが、昭和50年に一社は撤退した。農業については昭和末期のほ場整備後区域内のほ場約450haの土地の約80%は10数名の受託農家で守られている。

従って住民は昭和末期に開発された工業団地内企業（7社）及び近隣市町村の企業等に就労しており、近年特に女性の就労増加が顕著である。

人口は昭和25年の約10,000人をピークに減少の一途をたどり、現在は約7,300人、加えて下表の通り少子高齢化が進み高齢人口割合は約27%、年間の出生数は約55名程度である。

近年の少子化に伴い当区域内では幼児福祉・幼児教育の重要性を再認識し、環境整備に力を傾注し、平成6年町内2箇所あった保育所を統合、平成13年に改築すると共に、平成15年には5園あった幼稚園を1園に統合し保育所と同一敷地に併設し幼児教育センター構想を構築し幼児福祉・幼児教育の充実を図った。

出生数推移（各年度末出生数）

年 度	人数(人)	年 度	人数(人)	年 度	人数(人)	年 度	人数(人)
昭和50年	112	63年	78	6年	65	12年	49
55年	110	平成元年	82	7年	65	13年	59
59年	80	2年	82	8年	37	14年	58
60年	82	3年	62	9年	51	15年	52
61年	91	4年	52	10年	48		
62年	90	5年	66	11年	59		

5. 構造改革特別区域計画の意義

保護者の就労状況等家庭環境が異なるだけで、同年齢でしかも仲のよい隣同志のこどもでも、異なる施設に入所し交流の機会も極めて少なかったが、幼保合同保育が認められれば、同じ体験・同じ就学前教育を受けることができ、又多くの友達との関わりの中で、刺激し合いながら就学前に必要な知識及び感性を育むことが出来る。

入所前まで仲のよかったこども達の離別による影響、あるいは保育所と幼稚園とに就学前教育の差が生じないか等の不安が解消されると共に、保護者同士に共通の話題ができ、交流が容易かつ活発化する。

就学前のカリキュラムの統合が容易となり、タイムリーにそれぞれの施設の有効活用が可能になると共に園外保育（自然体験・各種施設への訪問等）や園外講師による指導・小学校との交流等の計画立案が容易になる。

さらに、それらの活動機会が増え、就学前活動の充実を図ることが出来る。

決裁及び管理運営母体を一本化することにより、計画立案の統合が容易となり事務手続き等の簡素化、業務の効率化、諸経費の低減等が期待出来る。

保育所児は保育所施設の給食、幼稚園児は学校給食センターの給食を食しており、メニューも異なり、合同保育を実施する中で唯一違和感が存在する。従って全ての4・5歳児について、現行設備で調理余力のある学校給食センターの給食を受入れ統一する。

6. 構造改革特別区域計画の目標

少子化が進み幼児全体が減少する中で、保育所及び幼稚園をそれぞれ統合し同一敷地内に併設し幼児教育センター構想を構築したが、保育所児と幼稚園児を別々に保育するのでは、5項で記載した通りの課題が残った。従ってこれらを解消するため、幼児教育センターでは、午前8時30分～午後4時までは幼保合同保育を実施し、集団の中で、それぞれのこどもの個性を大切にしながら、幅広い体験・遊び・レッスンを通じて就学前に必要な豊かな人間性・社会性・創造性を育む場とすると共に、保護者の子育てへの不安を解消する。

幼児教育センターの運営管理については教育委員会に一本化し、それぞれの指導要録等の統合を図る中で、適正に運営し事務手続き等の簡素化、業務の効率化、諸経費の低減を図る。

4・5歳児の保育所児・幼稚園児が同一メニューの給食を食することにより、共通の話題が生まれ、更にクラスの子供達が緊密化する中で、適切な給食指導を実施していく。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

行政区分及び目的内容を、詳しく理解されていない保護者あるいは住民にとって、現行制度での疑問、不合理性の大半が解消される為理解が得やすく、就学前教育・保育に対する保護者の不安も解消され、またこれらの諸問題にいち早く取り組む行政に

対し信頼感が芽生え、市の諸施策・諸事業への協力支援が大きく期待出来る。

これまで以上に適切でタイムリーな、就学前教育・保育が効率的に実施出来る。

具体的には現行保育所は4歳児18名、5歳児13名で保育活動をしていたが、幼稚園児の4歳児及び5歳児とそれぞれ合同保育することにより、1クラス35名前後の編成となり適正な集団の中で就学前教育・保育が出来る。

又保育所事務・幼稚園事務を1本化することにより、事務専任者を半減することが出来る。

保育所(4・5歳児)の給食を学校給食センター(調理業務は民間委託)に変更することにより、給食コストは年間約430,000円の低減(幼稚園給食一食当たり約197円・保育所給食252円・年間給食数約195食・対象保育児約40人)が見込まれ、その他、消耗品費・光熱水費の低減が予想されると共に、給食時の配膳・食器等の返却についても幼稚園児・保育園児の区別する必要がなくなり、最も慌ただしい時間にこれらの業務が軽減され、ゆとりある給食指導が可能となる。

8. 特定事業の名称

- ・幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
- ・保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
- ・保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業
- ・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業 その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

当該地区においては、数年前より保育所と幼稚園教諭の人事交流を精力的に行い、現在では約7割の職員が両施設の経験をしており、今後も引き続き活発に人事交流を実施していきたい。又両施設の免許資格を取得していない職員に就いては取得を指導し、新規採用にあたっては両施設の資格を併有する者のみ採用対象としたい。なお職員の給料表の統一に就いては既に実施済みである。

平成16年度の入所入園手続きの一元化については、既に立案済みで保護者の多様なニーズに応えられるよう準備している。

又今後は保育所の保育指針・幼稚園教育要領に基づき、年間のカリキュラムの整合及び行事計画等の事業を早急に推進すると共に、合同保育を実施する両施設の部屋の選定作業等を実施していく。

事務の1本化については現行の保育所・幼稚園事務の内容詳細を精査し事務業務の標準化を図る。

保育所が受け入れようとする給食については、既に幼稚園児が食しており、特段の課題・問題点等は存在しないが、今後も引き続き学校給食センターと連絡を密にし、安全衛生面及び献立栄養価等に留意しつつ受け入れていく。

別紙

1. 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

藤原町幼児教育センター

施設の設置主体：いなべ市

施設の規模：床面積 保育所 1,720㎡
幼稚園 682㎡

設置の所在地：三重県いなべ市藤原町川合770番地

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定後直ちに、4・5歳児の幼稚園児及び保育所児の合同活動を幼稚園で実施する。

4. 特定事業の内容

事業に関与する主体：いなべ市

事業が行われる区域：いなべ市の区域の一部（旧藤原町）

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から

概要：構造改革特別区域計画の認定後直ちにカリキュラム、諸行事等を更にきめ細かく精査整合し、4・5歳児の幼稚園児及び保育所児の合同活動を幼稚園舎で実施する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当地区は人口の減少に加えて、少子高齢化が進み年間出生数は約55名程度を推移している。他方、当地区においても近年女性の社会進出がめざましく、数少ない幼児が幼稚園と保育園に分かれ、就学前教育あるいは保育を受けており、このままの形態で行くと、就学前に適切な集団教育の中で培うべき、人間性・社会性・創造性を育む事が困難になると共に、多様な保護者のニーズに応えられなくなる。従って幼稚園設置基準の専任規定等に関わらず、学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない幼児（保育所児）を含めて教育・保育することにより、より遅しく感性豊かな幼児の育成を助長しようとするものである。

別紙

1. 特定事業の名称

914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

藤原町幼児教育センター

施設の設置主体：いなべ市

施設の規模：床面積 保育所 1,720 m²

幼稚園 682 m²

設置の所在地：三重県いなべ市藤原町川合770番地

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定後直ちに、4・5歳児の保育所児及び幼稚園児の合同活動を保育所で実施する。

4. 特定事業の内容

事業に関与する主体：いなべ市

事業が行われる区域：いなべ市の区域の一部（旧藤原町）

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から

概要：構造改革特別区域計画の認定後直ちにカリキュラム、諸行事等を更にきめ細かく精査整合し、4・5歳児の幼稚園児及び保育所児の合同活動を保育所で実施する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当地区は人口の減少に加えて、少子高齢化が進み年間出生数は約55名程度を推移している。他方、当地区においても近年女性の社会進出がめざましく、数少ない幼児が幼稚園と保育所に分かれ、就学前教育あるいは保育を受けており、このままの形態で行くと、就学前に適切な集団教育の中で培うべき、人間性・社会性・創造性を育む事が困難になると共に、多様な保護者のニーズに応えられなくなる。従って同一敷地内にある幼稚園と保育所において、児童福祉施設最低基準を堅持する中で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を合同で保育・教育することにより、より遅しく感性豊かな幼児の育成を助長しようとするものである。

なお合同保育を実施する保育室の床面積は62.755 m²で、児童福祉施設最低基準(1.98 m²/人)を基に算出すると幼児数は31名となり、今回計画している合同保育児童数24名は適正と考える。

また保育・教育内容については保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づきより斬新な保育・教育を目指していくと共に、幼児の保育に直接従事する職員は、保育所・幼稚園の兼務辞令を交付し、保育士・幼稚園教諭資格を併有した職員を充てる。

別紙

1. 特定事業の名称

916 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

藤原町幼児教育センター

施設の設置主体：いなべ市

委任を受ける者：いなべ市教育委員会

設置の所在地：いなべ市庁舎 三重県いなべ市員弁町笠田新田111番地
教育委員会 三重県いなべ市大安町大井田2704番地

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

直ちに保育に係る事務の一部を市教育委員会に委任し一元化を図る。

4. 特定事業の内容

事業に関する主体：いなべ市

事業が行われる区域：いなべ市の区域の一部（旧藤原町）

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から

概要：保育に係る事務の一部（児童福祉法第24条に規定する保育所の状況等の情報提供等の事務）を町または新市の教育委員会に委任し一元化を図る。

5. 当該規制の特例措置の内容

当地区は人口の減少に加えて、少子高齢化が進み年間出生数は約55名程度を推移している。他方、当地区においても近年女性の社会進出がめざましく、数少ない幼児が幼稚園と保育園に分かれ、就学前教育あるいは保育を受けている。それに伴い、同一敷地内に設置されている幼稚園と保育所に係る事務も健康福祉課所属の職員と教育委員会所属の職員、各1名を本幼児教育センターに配置しているが、センター運営管理事務については扱うデータ、処理方法も標準化が可能なため、この部分を地方自治法第180条の2の規定により、また、特定事業により児童福祉法第24条に規定する保育所の状況等の情報提供等の事務を教育委員会に委任し事務の一元化を図る。それと共に、教育委員会・地域福祉課及び関係機関と緊密な連携をとりながら、より円滑に効率的なセンター運営をしていきたい。

なお国・県・関係機関との窓口は従来通り地域福祉課とし、提出書類及び事業費補助金申請業務等の決済についても現課扱いとしたい。

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

藤原町幼児教育センター

施設の設置主体：いなべ市

施設の規模：床面積 保育所 1,720 m²

幼稚園 682 m²

設置の所在地：三重県いなべ市藤原町川合770番地

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の変更の認定後直ちに

4. 特定事業の内容

事業に関与する主体：いなべ市

事業が行われる区域：いなべ市の区域の一部（旧藤原町）

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の変更の認定後から

概要：構造改革特別区域計画の変更の認定後直ちに、藤原学校給食センターときめ細かく打ち合わせ、4・5歳児の保育所児の給食を受け入れる。

5. 当該規制の特例措置の内容

現在保育所児は保育所施設の給食、幼稚園児は学校給食センターの給食を食しており、メニューも異なり、合同保育教育を実施する中で唯一違和感が存在する。

従って全ての4・5歳児について、現行設備で調理余力のある学校給食センターの給食を受入れ統一をすることにより、同じ時間に、同じ給食を味わう喜びを共有させると共に、同一条件の下で適切な給食指導をしていきたい。

又、4・5歳の保育所児の給食を学校給食センターに変更することにより、給食コストは年間約430,000円の低減(幼稚園給食一食当たり約197円・保育所給食252円・年間給食数約195食・対象保育児約40人)が見込まれ、その他、消耗品費・光熱水費の低減が予想され運営費の低減に繋がる。又、給食時の配膳・食器等の返却についても幼稚園児・保育園児の区別をする必要がなくなり、最も慌ただしい時間にこれらの業務が軽減され、ゆとりある給食指導が可能となる。

受け入れ設備面については、現在主に合同保育を実施している幼稚園舎に給食受入室が存在し、スペース及び設備容量等も保育所4・5歳児分の給食が増加しても充分対応可能である。

但し、現給食受入室には加熱設備が存在しない。この件については学校給食センターを計画する時点で、最新型の保温食缶を導入し温度低下対策をとってきており、又立地条件的に学校給食センターは約1kmの所に存在し、配送時間等による調理物の経

時変化は極めて少ないと考える。

尚、加熱が特に必要な場合については、隣接の現保育所調理室の設備を使い実施する。

保育所調理施設は HACCP 方式を導入しており、設備、安全・衛生面及び献立等においても保健所・栄養士の指導の下、常に基準を遵守し運営している。この保育所調理施設においては当然のことながら再加熱を行うための設備、食品保存のための冷蔵庫等の設備、給食を配膳するための適切なスペース及び用具が整っている。又、体調不良児等の対応には保育所給食調理員が所長・保育担任及び栄養士と協議し、実施をしている。

他方学校給食センターについては、平成14年度に HACCP 方式を導入した最新鋭諸設備が完備されており、市教育委員会管理の下、業務上必要な注意を果たし得る体制及び契約内容により、保育所施設職員による調理と同等以上の給食の質を確保しており、今後も引き続き園児の処遇の確保に努めていく。

調理業務の委託・受託については、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守し、保健衛生面・栄養面については、保健所・栄養士等による助言・指導に従うとともに、現行の「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」の基準を遵守し、万全の体制で給食を提供するよう努めていく。

尚、保育所給食・幼稚園給食とも、栄養士の栄養価管理により作成された献立表により、必要栄養素量は確保しており、職員による食育プログラムに基づき、食を通じて子どもの健全育成に努める。